## 船橋市保育のあり方検討委員会の情報公開について(事務局案)

## 1. 会議録の作成

船橋市保育のあり方検討委員会の会議公開の取扱い基準第8条に基づき、会議の要点 記録を作成する。

要点記録作成にあたり、読みやすく、理解しやすい文章にするため、発言者の意図を違えずに不要語や重複語の省略、文脈の乱れ等の整文処理を行う。なお、会議録は、作成前に発言者の確認を求める。

作成後は、閲覧に供するものとするが、船橋市情報公開条例第7条に基づき、個人に 関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等については、不開示情報とする。

## 2. 会議録概要の作成

船橋市ホームページによる公開を目的として、会議の要点記録を要約し、「会議録概要」として作成する。

会議録概要において、保育のあり方検討委員会委員の発言については、発言委員名を アルファベットで表記する。ただし、会長についてはこの限りではない。

なお、1号委員については、カッコ書きで有識者であることを記載する。

例) A委員、B委員(有識者)

## 3. 委員会だよりの作成(提案)

船橋市ホームページへの掲載、保育園、子育て支援センター、児童ホーム等への掲示 等による周知を目的として、委員会だよりを作成する。

内容は、基本的に会長に一任する。